

<参考>新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理

資料3-3

	区域の基本的考え方	区域の運用について
避難指示解除準備区域	年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	① 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。 ② ア)製造業等の事業再開(病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る)、イ)営農の再開(※)、ウ)これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。 ③ 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。 ※稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域	① 基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う。 ② 住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、通過交通、公益目的の立入り(インフラ復旧、防災目的など)などを認める。
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域	① 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。 ② 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。